

氷見市加納地内における営農型太陽光発電設備設置設計・工事業務委託に係る
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、氷見市加納農地における営農型太陽光発電設備設置設計・工事業務委託の契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

2 審査の方法

契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

プロポーザル選定委員会委員は5名とするが公表はしない。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

審査項目及び配点は、別紙のとおりとする。

プレゼンテーションの技量は点数化しない。

(3) プロポーザル審査の対象

企画提案者が提出した提案書

(4) 契約候補者の決定方法

各委員の別紙2 (1)「評価項目及び評価内容に係る評価」における採点の合計を委員数で除した評価点(80点満点)と(2)「提案価格に係る評価」点(20点満点)との合計である総合評価点(100点満点)により順位を付す。なお、評価点は小数点第1位を四捨五入により求めることとする。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によってその順位を決定する。

(6) 最低基準

総合評価点の7割(70点)を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

(8) 審査における利害関係者の排除等

利害関係者による応募に関しては、審査委員は審査を辞退する(審査に加わらない)こととする。この場合、他の審査員による点数の平均点を加算する。また、応募者が審査委員に対して故意に接触を求める行為を行った場合は失格とする。

3 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、審査委員が協議の上、決定する。

別紙1

プロポーザル選定委員会委員名簿（案）

区 分	職	氏 名
委 員		
委員長		
委 員		
副委員長		
委 員		

別紙2

(1)「評価項目及び評価内容に係る評価」

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 80 点満点として採点し、各委員の採点の合計を委員数で除して算出する。

評価分類	評価項目	審査内容	評価基準	様式番号	配点	
実績・体制	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体発注の国交付金など同様な補助事業を活用した業務の実績が豊富であるか。 本業務など太陽光発電所の施工や営農型太陽光発電設備の施工などの業務の実績は豊富であるか。 	5段階評価	I-1	5点	
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実務者として十分な専門的知識やノウハウ・技術力を有し、事業を安全かつ確実にを行うことができる能力・経験を有しているか 	同上	I-2	10点	
		<ul style="list-style-type: none"> 発注者からの要望等に迅速かつ柔軟に対応できる業務支援体制であるか。 発注者が行う関連業務や地元調整等における支援内容と方法は充実しているか。 	同上	I-3	10点	
技術	太陽光発電設備設置の設計・工事	提案の的確性	<ul style="list-style-type: none"> 仕様内容を踏まえ、風圧・積雪・地震等に耐えられる構造であり、かつ想定される各種荷重に対して安全性が確保されており、安全性の高い仕様工法となっているか 地形、周辺環境、自然条件（塩害等）及び営農作物の生産等への対応は妥当か 発電設備の容量（DC・AC）は現地調査等を踏まえた妥当かつ最大限の発電量で二酸化炭素の削減効果が大きいのか 長期的な発電事業を考慮した提案になっているか。 	同上	II-1 II-2	20点
		費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> 構築費（1kWあたりの構築費用）が十分に抑えられており、高い事業性（1kWhあたりの構築費用）を有するものか。 ランニングコストを低減するため、創意工夫のある提案になっているか。 	同上	II-3	20点
		工程計画・手順等	<ul style="list-style-type: none"> 作業スケジュールが実施手法に対して、妥当かつ現実的か。 想定される課題及び解決手段・手順が具体的に示されているか。 地元への工事説明等の施工上重要なポイントを捉えているか。 	同上	II-4	15点

実績・体制及び技術評価点合計	80 点
----------------	------

「評価項目及び評価内容に係る評価」の採点方法（5段階評価）

評価	評価基準	評価の点数化
A	当該評価項目において非常に優れている。	項目ごとの配点×1.00
B	当該評価項目において優れている。	項目ごとの配点×0.75
C	当該評価項目において一定の効果が認められる提案がなされている。	項目ごとの配点×0.50
D	当該評価項目において、ある程度の効果が認められる提案がなされている。	項目ごとの配点×0.25
E	当該評価項目において効果が認められない、または提案に具体性がない。	項目ごとの配点×0.00

(2) 「提案価格に係る評価」

見積書に記載された提案価格で行うものとする。「提案価格に係る評価」点については次式で計算するものとし、その計算にあたっては小数点以下第1位を四捨五入のうえ、上限を20点とする。(次式で求められる数値が上限を超えるものは20点とする。)

$$\text{「提案価格に係る評価」点} = \left(\frac{-10.0 \times \text{提案価格}}{\text{見積限度額}} + 10.0 \right) \times 10$$

※限度価格は、270,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）